

現状・課題

- 現状の教科書検定では、教科書の著作者・発行者による申請手続が印刷・製本された紙の申請図書により行われており、文部科学省における申請図書自体の管理に加えて、内容に関する情報の体系的な管理ができていないなど、**検定業務の効率化**が課題
- 教科書調査官や教科用図書検定調査審議会における調査・審議も紙の申請図書で行っており、**調査・審議の質向上・標準化、効率化**も大きな課題
- 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第150号）」に基づき、**国の行政手続については、オンライン化することが原則**

【参考】

教科書検定制度の改善について(報告)(令和2年12月2日教科用図書検定調査審議会)

1. 教科書検定手続の改善方策について

③ 検定における申請書等のデジタル化

<改善の方向性>

行政のデジタル化やデジタル教科書の普及促進に向けた動きに合わせて、検定においても可能なものからデジタル化を進めるべきである。

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)

2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(1) デジタル社会形成のための基本原則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律では、・・・国の行政手続のオンライン化を原則としている。デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

事業内容

- 教科書検定に係る一連の業務をデジタルで行う新たなシステムを構築する。



成果 新たなシステムを構築することで、事務の効率化とともに、検定の質向上・標準化、効率化を図る。